

差し押さえには「換価の猶予」や
「差押えの猶予」を



事業の継続、生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、猶予または解除できます（「換価の猶予」国税徴収法151条、「差押えの猶予」地方税法15条5）